

# 議案第67号 交野市事務分掌条例の一部を改正する条例について

議案書15P～17P

## 1. 条例改正の目的

第5次総合計画や市長が掲げる重点施策を効率的・効果的に進めていくため、組織機構の統合により関連業務や専門人財を集約し、業務の繁閑にも柔軟に対応すべく、次のとおり機構改革を行う。

なお、本条例は、部に関わる事務分掌を規定するものであるため、課に関わる部分については、別途規則改正を行う。（施行期日：令和6年4月1日）

### (1) 産業振興の推進

令和6年度から第二次交野市産業振興基本計画が始まることを踏まえ、計画を所管する総務部地域振興課に対し、都市整備部農政課が所管する農業振興と農業委員会を移管し、効率的な推進体制を構築するとともに組織の強化を図るもの。

産業振興基本計画では、地域産業を商業・工業・農業・観光の4つに区分し、相互の連携により産業振興を図ることを目指している。現在、農業振興を農政課が担っているが、地域産業間の連携促進による6次産業化や、イベント・情報発信機能の強化を図るため、地域振興課に移管する。

また、農業委員会事務局についても、農業振興と業務に密接な繋がりがあり、専門人財・ノウハウの分散を避けるため、あわせて地域振興課へ移管する。

農政課の農業土木機能は、緑地公園課に移管し、農政課は廃止する。

## 議案第67号 交野市事務分掌条例の一部を改正する条例について

議案書15P～17P

### (2) 総合的かつ一体的なまちづくり事業の推進

乙辺浄化センターの更新や天の川磐船線の沿道整備、寺・向井田地区まちづくり等、今後も規模の大きなまちづくり事業が控える中、これらの事業に係る総合的な指示系統を確立し、関連する取組みの一層の効率的・効果的な推進を図るため、都市計画部と都市整備部を統合し、都市まちづくり部とするもの。

令和5年度		令和6年度	
都市計画部		都市まちづくり部	
	都市まちづくり課		都市まちづくり課
	開発調整課		開発調整課
都市整備部			道路河川課
	道路河川課		下水道課
	下水道課		緑地公園課
	緑地公園課		
	農政課 ※		

※ 農政課は、農業振興・農業委員会業務を総務部地域振興課に、農業土木業務を緑地公園課に移管し廃止する。

## 議案第67号 交野市事務分掌条例の一部を改正する条例について

議案書15P～17P

### 2. 【参考】条例改正を伴わない規則改正等の案

<p>(1) 子ども子育て施策の推進</p>	<p>改正児童福祉法により新たに示された「こども家庭センター」を健やか部に設置し、その機能として子育て支援課の相談業務、健康増進課の母子保健業務を移管するとともに、所掌事務の整理を行うもの。</p>
<p>(2) 環境施策の推進</p>	<p>第二次環境基本計画の推進体制を強化するとともに、更新予定である乙辺浄化センターに係る事務機能の整理を図るため、環境部内における事務分掌を整理するもの。</p>
<p>(3) 困難な債権回収案件に係る徴収一元化</p>	<p>困難な債権回収案件に対し、専門的な見地から一体的に対応するため、市民部税務室に債権回収に係る専門人財・ノウハウを集約した組織を新設するもの。令和6年度は、市民部所管である市税、国民健康保険、後期高齢者医療保険から一元化を行い、将来的にその他の債権の一元化についても検討を進める。</p>
<p>(4) 行政委員会・総務部局における業務の繁閑への対応</p>	<p>行政委員会の選挙事務や総務課の統計事務等、その特性上繁閑が生じる業務に組織として柔軟に対応するため、行政委員会事務局と総務部局の職員に対し相互に併任辞令を発令するもの。</p>
<p>(5) 新型コロナウイルスワクチン接種対策室の廃止</p>	<p>新型コロナウイルスワクチンに係る国の方針に基づき、当該業務を健やか部健康増進課が所管する予防接種業務に移管し、臨時機構である新型コロナウイルスワクチン接種対策室を廃止するもの。</p>

交野市事務分掌条例（平成9年条例第19号）新旧対照表

新	旧
<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(1) 総務部</p> <p>(2) 企画財政部</p> <p>(3) 市民部</p> <p>(4) 健やか部</p> <p>(5) 福祉部</p> <p>(6) 環境部</p> <p>(7) <u>都市まちづくり部</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 総務部は、行政内部の基幹的事務及び安心して暮らせ、活力あふれる地域社会づくりを担うものとし、その主な事務分掌は次のとおりとする。</p> <p>(1) 法務に関すること。</p> <p>(2) 議会に関すること。</p> <p>(3) 職員に関すること。</p>	<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(1) 総務部</p> <p>(2) 企画財政部</p> <p>(3) 市民部</p> <p>(4) 健やか部</p> <p>(5) 福祉部</p> <p>(6) 環境部</p> <p>(7) <u>都市計画部</u></p> <p>(8) <u>都市整備部</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 総務部は、行政内部の基幹的事務及び安心して暮らせ、活力あふれる地域社会づくりを担うものとし、その主な事務分掌は次のとおりとする。</p> <p>(1) 法務に関すること。</p> <p>(2) 議会に関すること。</p> <p>(3) 職員に関すること。</p>

新	旧
<p>(4) 統計に関する事。</p> <p>(5) 他の行政機関との連絡調整に関する事。</p> <p>(6) 市民協働に関する事。</p> <p>(7) 交流に関する事。</p> <p>(8) まちの活性化に関する事。</p> <p>(9) 産業、労働に関する事。</p> <p><u>(10) 農政に関する事。</u></p> <p><u>(11) 観光に関する事。</u></p> <p><u>(12) 市民相談に関する事。</u></p> <p><u>(13) 人権及び平和に関する事。</u></p> <p><u>(14) 消費生活に関する事。</u></p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 <u>都市まちづくり部</u>は、よりよい住環境の形成や魅力ある都市機能の形成など、秩序ある<u>都市基盤の整備</u>を担うものとし、その主な事務分掌は次のとおりとする。</p> <p>(1) 土地対策に関する事。</p> <p>(2) 公共交通体系の整備に関する事。</p> <p>(3) 住宅施策(市営住宅を含む。)に関する事。</p> <p>(4) 土地区画整理に関する事。</p> <p>(5) 都市計画に関する事。</p> <p>(6) 開発事業の調整に関する事。</p>	<p>(4) 統計に関する事。</p> <p>(5) 他の行政機関との連絡調整に関する事。</p> <p>(6) 市民協働に関する事。</p> <p>(7) 交流に関する事。</p> <p>(8) まちの活性化に関する事。</p> <p>(9) 産業、労働に関する事。</p> <p><u>(10) 観光に関する事。</u></p> <p><u>(11) 市民相談に関する事。</u></p> <p><u>(12) 人権及び平和に関する事。</u></p> <p><u>(13) 消費生活に関する事。</u></p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 <u>都市計画部</u>は、よりよい住環境の形成や魅力ある都市機能の形成など、秩序ある<u>都市計画</u>を担うものとし、その主な事務分掌は次のとおりとする。</p> <p>(1) 土地対策に関する事。</p> <p>(2) 公共交通体系の整備に関する事。</p> <p>(3) 住宅施策(市営住宅を含む。)に関する事。</p> <p>(4) 土地区画整理に関する事。</p> <p>(5) 都市計画に関する事。</p> <p>(6) 開発事業の調整に関する事。</p>

新	旧
<p>(7) 建築指導に関する<u>こと。</u></p> <p><u>(8) 道路、河川、水路及びため池に関すること。</u></p> <p><u>(9) 交通安全対策に関すること。</u></p> <p><u>(10) 山地保全に関すること。</u></p> <p><u>(11) 緑地公園に関すること。</u></p> <p><u>(12) 下水道に関すること。</u></p> <p><u>(13) その他都市計画、都市整備に関すること。</u></p>	<p>(7) 建築指導に関する<u>こと。</u></p> <p><u>(8) その他都市計画に関すること。</u></p> <p><u>8 都市整備部は、都市としての健全な発展と秩序ある都市基盤の整備を担うものとし、その主な事務分掌は次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 道路、河川、水路、ため池に関すること。</u></p> <p><u>(2) 交通安全対策に関すること。</u></p> <p><u>(3) 山地保全に関すること。</u></p> <p><u>(4) 緑地公園に関すること。</u></p> <p><u>(5) 農政に関すること。</u></p> <p><u>(6) 下水道に関すること。</u></p> <p><u>(7) その他都市整備に関すること。</u></p>

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和5年12月定例会

	議案の 件名	議案第67号 交野市事務分掌条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画・事業・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">条例</span> その他（ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> ）			
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉					
地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、交野市事務分掌条例の一部を改正する。 ●都市整備部が所管する「農政に関すること」を総務部へ移管する。 ●都市計画部と都市整備部を統合し、都市まちづくり部とする。		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉					
第5次総合計画や市長が掲げる重点施策を効率的・効果的に進めていくため、組織機構の統合により関連業務や専門人材を集約し、業務の繁閑にも柔軟に対応すべく、次のとおり機構改革を行うもの。 ■産業振興の推進 令和6年度から第2次交野市産業振興基本計画が始まることを踏まえ、計画を所管する総務部地域振興課に対し、都市整備部農政課が所管する農業振興と農業委員会を移管し、効率的な推進体制を構築するとともに組織の強化を図る。 ■総合的かつ一体的なまちづくり事業の推進 今後も規模の大きなまちづくり事業が控える中、これらの事業に係る総合的な指示系統を確立し、関連する取組みの一層の効率的・効果的な推進を図るため、都市計画部と都市整備部を統合し、都市まちづくり部とする。		重要施策に応じて組織、機構を変更することで、業務をより効果的・効率的に進めていくことができる。					
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉					
		まちづくりの目標	目 標	—			
		政策分野または経営方針	分野・方針	効率的・効果的な行政運営			
		施策	施 策	行政資源の最適な活用			
		○その他の計画（該当する場合のみ）					
〈市民参加の状況〉		計画名称					
		策定年度					
		計画期間					
有・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">無</span> （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）							
		〈政策等の実施時期〉		令和6年4月1日			
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）			
		企画財政部	秘書政策課	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">有</span> ・無（新旧対照表等）			